

浄化槽法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 70 号

浄化槽法施行条例の一部を改正する条例

浄化槽法施行条例（昭和 60 年岩手県条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(浄化槽の撤去等の届出)</p> <p>第 1 条の 2 法第 7 条の浄化槽管理者は、浄化槽を撤去し、又は浄化槽の使用を停止したときは、その撤去又は停止の日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(浄化槽の撤去等の届出)</p> <p>第 1 条の 2 法第 7 条の浄化槽管理者は、浄化槽<u>（盛岡市の区域に設置されたものを除く。以下この条において同じ。）</u>を撤去し、又は浄化槽の使用を停止したときは、その撤去又は停止の日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。